

## 市立函館恵山病院院内感染対策委員会規程

### (設置目的)

第1条 市立函館恵山病院における院内感染対策を討議・検討し，その効率的な推進を図るため，院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は，次の各号に定める委員をもって構成する。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 院長      | 1名  |
| (2) 副院長     | 1名  |
| (3) 医師      | 若干名 |
| (4) 事務長     | 1名  |
| (5) 看護科長    | 1名  |
| (6) 看護師長    | 3名  |
| (7) 薬局長     | 1名  |
| (8) 放射線技師   | 1名  |
| (9) リハビリ職員  | 2名  |
| (10) 臨床工学技士 | 1名  |
| (11) 管理栄養士  | 1名  |
| (12) 事務職員   | 若干名 |

(13) その他，市立函館恵山病院長（以下「病院長」という。）が必要と認める職員

2 委員会に委員長，副委員長を置き，病院長がこれを指名する。

### (任期)

第3条 委員の任期は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委員の任期は，1年とする。ただし再任を妨げないものとする。
- (2) 欠員により補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は任期が満了した場合においても，新たに委員が選出されるまでは，第1号の規程に関わらず引き続きその職務を行うものとする。

(業 務)

第4条 委員会は、月1回開催し、別に定める様式による報告を求め、次の各号における事項を調査・審議する。

- (1) 院内感染防止のための調査研究に関する事項。
- (2) 院内感染予防対策実施の監視と指導に関する事項。
- (3) 感染症患者に対する対策に関する事項。
- (4) 職員の衛生管理教育に関する事項。
- (5) 院内使用消毒剤の選択に関する事項。
- (6) 病院長の諮問事項、その他、院内感染予防対策に関し必要と思われる事項。

2 委員会は、前項の審査結果を速やかに病院長に報告する。

(運 営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し開催する。

- 2 委員会の議長は、開催毎に委員の互選により決して行う。
- 3 委員長は、特に必要と認めた時は、委員以外の者を出席させて意見を聴取する。
- 4 議長も採決に加わり、賛否同数の場合は、委員長の意見により決する。

(記録の保存)

第6条 委員会の審議内容は記録し、5年間保存する。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、事務職員において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が定める。

附 則

この規程は平成15年4月1日より施行する。

平成19年 1月 1日 改訂

平成24年 4月 1日 改訂

平成25年12月26日 改訂

平成27年 4月 1日 改訂